

## 第6節 貸切旅客運賃

### (貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によって貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(1) 特別車両（合造車を除く。）

1両につき 44人

(2) 特別車両以外の座席車（合造車を除く。）

1両につき 80人

(3) 寝台車（合造車を除く。）

イ A寝台の設備がある寝台車

1両につき、26人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、この5割増とする。

ロ B寝台の設備がある寝台車

1両につき、54人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、72人とする。

(4) 合造車

各車室について、前各号の旅客運賃収受定員の1/2。ただし、その車室区分が3区分になっているときは、1/3に相当する人員（1人未満のは数は、1人に切り上げる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員（寝台車を貸切とする場合で、寝台を使用しないときは、寝台設備定員の5割増しに相当する人員）に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

3 第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第120条 削除

第121条 削除

### (貸切旅客運賃の最低額)

第122条 第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した50キロメートル相当分の旅客運賃とする。

### (貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第123条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)

第 124 条 第 117 条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

2 前項の場合、旅客車が異なっている場合であっても、車種及び旅客運賃收受定員が同一のときは、これらの営業キロ又は運賃計算キロを通算する。